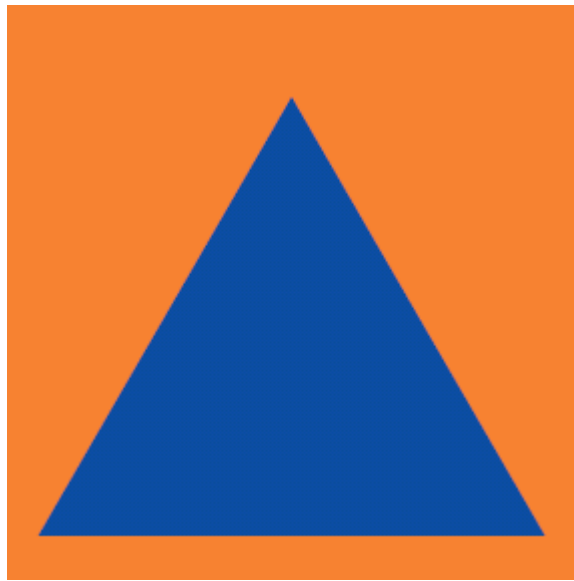

昭島市国民保護計画



平成19年3月
(令和4年12月変更)
昭島市

昭島市国民保護計画



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章です。

目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	3
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	3
2 計画の構成	3
3 計画の見直し、変更手続	4
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	5
第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第 4 章 市の地理的、社会的特徴	1 2
第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態	1 8
1 武力攻撃事態	1 8
2 緊急処理事態	2 0
3 N B Cを使用した攻撃	2 1
4 緊急処理事態に関する読み替え	2 2

第 2 編 平素からの備え

第 1 章 組織・体制の整備等	2 5
第 1 市における組織・体制の整備	2 5
1 市の各部局における平素の業務	2 5
2 市職員の参集基準等	2 7
3 消防の初動体制の把握等	3 0
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	3 0
第 2 関係機関との連携体制の整備	3 2
1 基本的考え方	3 2
2 都との連携	3 3
3 近接市町村との連携	3 3
4 指定公共機関等との連携	3 4
5 事業所に対する支援	3 5
6 自主防災組織等に対する支援	3 5
第 3 通信の確保	3 6
第 4 情報収集・提供等の体制整備	3 6
1 基本的考え方	3 6
2 警報等の伝達に必要な準備	3 7
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 9
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	4 0
第 5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	4 2
第 6 研修及び訓練	4 3
1 研修	4 3

2	訓練	4 3
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	4 5
1	避難に関する基本的事項	4 5
2	避難実施要領のパターンの作成	4 6
3	救援に関する基本的事項	4 7
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 7
5	避難施設の指定への協力	4 8
6	生活関連等施設の把握等	4 9
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	5 1
1	市における備蓄	5 1
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 1
第4章	国民保護に関する啓発	5 3
1	国民保護措置に関する啓発	5 3
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	5 3
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	5 4

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 7
1	事態認定前における危機管理対策委員会等の設置及び初動措置	5 7
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	5 9
第2章	市対策本部の設置等	6 0
1	市対策本部の設置	6 0
2	通信の確保	6 6
3	特殊標章等の交付及び管理	6 7
第3章	関係機関相互の連携	6 8
1	国・都の対策本部との連携	6 8
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	6 8
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	6 9
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	6 9
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	7 0
6	市の行う応援等	7 0
7	自主防災組織等に対する支援等	7 1
8	住民への協力要請	7 1
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	7 2
第5章	警報及び避難の指示等	7 3
第1	警報の伝達等	7 3
1	警報の内容の伝達・通知	7 3
2	警報の内容の伝達方法	7 4
3	緊急通報の伝達及び通知	7 5
第2	避難住民の誘導等	7 5

1	避難の指示の伝達	7 5
2	避難実施要領の策定	7 7
3	避難住民の誘導	7 9
4	想定される避難の形態と市による誘導	8 2
第 6 章	救援	8 7
1	救援の実施	8 7
2	関係機関との連携	8 7
3	救援の程度及び方法の基準	8 7
4	救援の内容	8 8
第 7 章	安否情報の収集・提供	9 2
1	安否情報の収集	9 2
2	都に対する報告	9 3
3	安否情報の照会に対する回答	9 3
4	日本赤十字社に対する協力	9 4
第 8 章	武力攻撃災害への対処	9 5
第 1	武力攻撃災害への対処	9 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	9 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	9 5
第 2	応急措置等	9 6
1	退避の指示	9 6
2	警戒区域の設定	9 9
3	応急公用負担等	1 0 0
4	消防に関する措置等	1 0 0
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	1 0 2
1	生活関連等施設の安全確保	1 0 2
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	1 0 2
第 4	N B C 攻撃による災害への対処等	1 0 3
第 9 章	被災情報の収集及び報告	1 0 6
第10章	保健衛生の確保その他の措置	1 0 8
1	保健衛生の確保	1 0 8
2	廃棄物の処理	1 0 9
第11章	国民生活の安定に関する措置	1 1 0
1	生活関連物資等の価格安定	1 1 0
2	避難住民等の生活安定等	1 1 0
3	生活基盤等の確保	1 1 0

第 4 編 復旧等

第 1 章	応急の復旧	1 1 3
1	基本的考え方	1 1 3

2	公共的施設の応急の復旧	1 1 3
第2章	武力攻撃災害の復旧	1 1 4
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 1 5
2	損失補償及び損害補償	1 1 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 1 5

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

第1章	初動対応力の強化	1 2 0
1	危機管理体制の強化	1 2 0
2	対応マニュアルの整備	1 2 1
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	1 2 1
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	1 2 1
5	装備・資材の備蓄	1 2 1
6	訓練等の実施	1 2 2
7	住民への啓発	1 2 2
第2章	平時における警戒	1 2 3
1	危機情報等の把握・活用	1 2 3
2	危機情報等の共有	1 2 3
3	警戒対応	1 2 3
第3章	発生時の対応	1 2 4
1	市対策本部の設置指定が行われている場合	1 2 4
2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	1 2 4
3	市災害対策本部等による対応	1 2 4
4	市対策本部への移行	1 2 6
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対応	1 2 7
1	危険物質を有する施設への攻撃	1 2 7
2	大規模集客施設等への攻撃	1 2 7
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	1 2 8
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	1 3 0
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	1 3 1
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	1 3 2

第 1 編 総論

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、国民保護法及び昭島市国民保護協議会条例に基づく昭島市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、昭島市消防団（以下「消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（以下、要配慮者という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

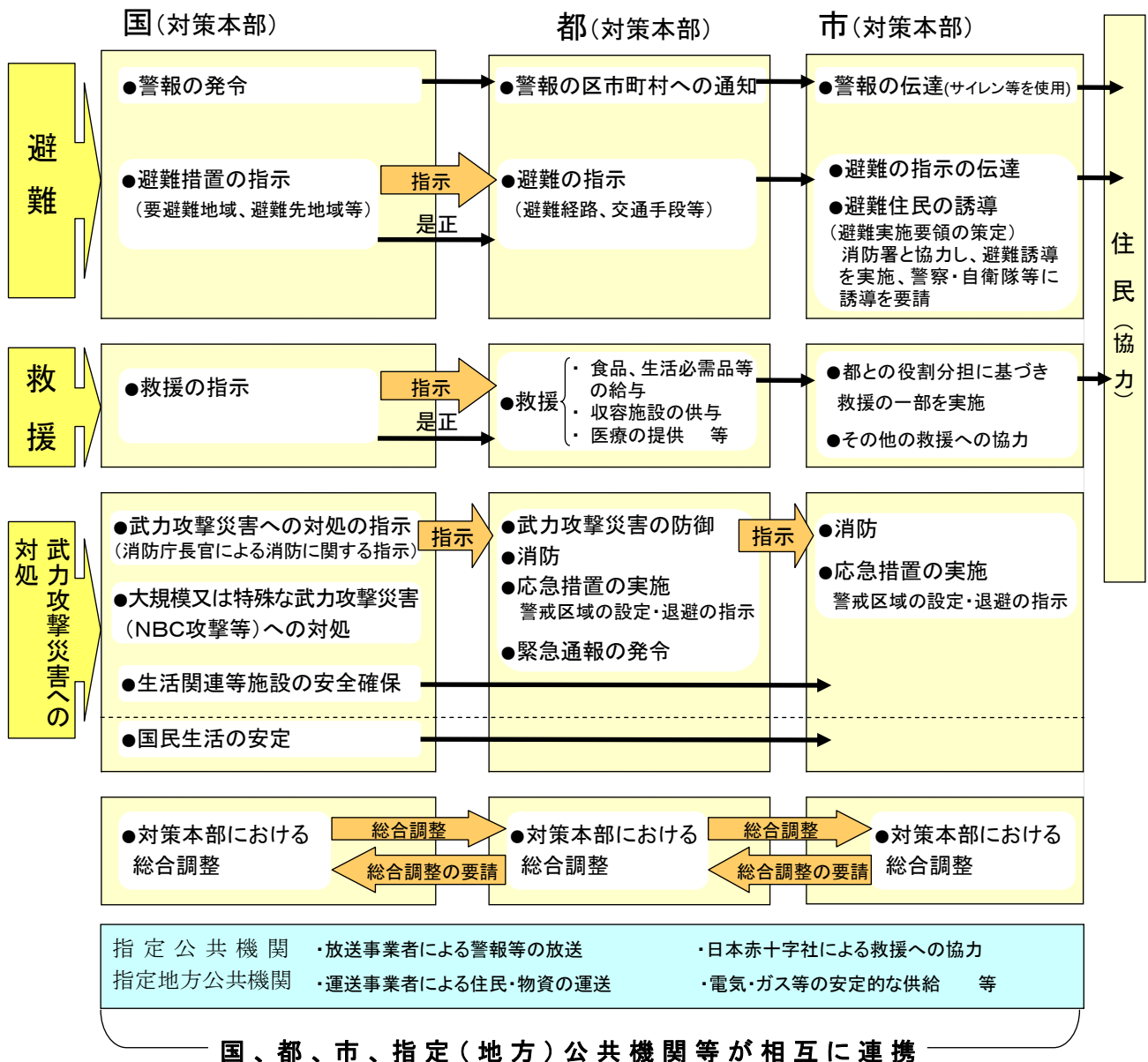
(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護に関する業務の全体像



1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
昭 島 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

北 関 東 防 衛 局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
-------------	---

4 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 総 監 部 海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部 航 空 自 衛 隊 作 戦 シ ス テ ム 運 用 隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

5 指定公共機関・指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災 害 研 究 機 関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放 送 事 業 者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運 送 事 業 者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電 気 通 信 事 業 者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	電気の安定的な供給
ガ ス 事 業 者	ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	河川管理施設、道路の管理

日 本 赤 十 字 社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

市は、都心から西に 35 km の圏内にあり、面積及び位置は次のとおりである。

市の地勢	面 積		17.34k m ²
	広がり	東西	6.06 k m
		南北	3.88 k m
	海拔	最高	170.72m (拝島町六丁目)
		最低	76.68m (郷地町三丁目)
	市役所の位置	東経	139° 21′
		北緯	35° 42′
隣接市 (4市)	東		立 川 市
	西		福 生 市
	南		八王子市・日野市
	北		立 川 市



(2) 気候

温暖気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均15℃前後、降水量は梅雨期や秋雨期、台風時に多い。近年の状況は次のとおりである。

(観測地点：市役所本庁舎屋上 観測期間：通年)

年 度	降 水 量 (mm)			気 温 (℃)		
	年 間	日最大	時間最大	最 高	最 低	年平均
元	1879.0	246.0	79.5	36.7	-4.7	15.90
2	1601.0	127.5	100.0	38.3	-4.4	15.69
3	1364.5	59.0	100.0	38.0	-5.1	15.23

(3) 人口分布

市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増している。近年の状況は次のとおりである。

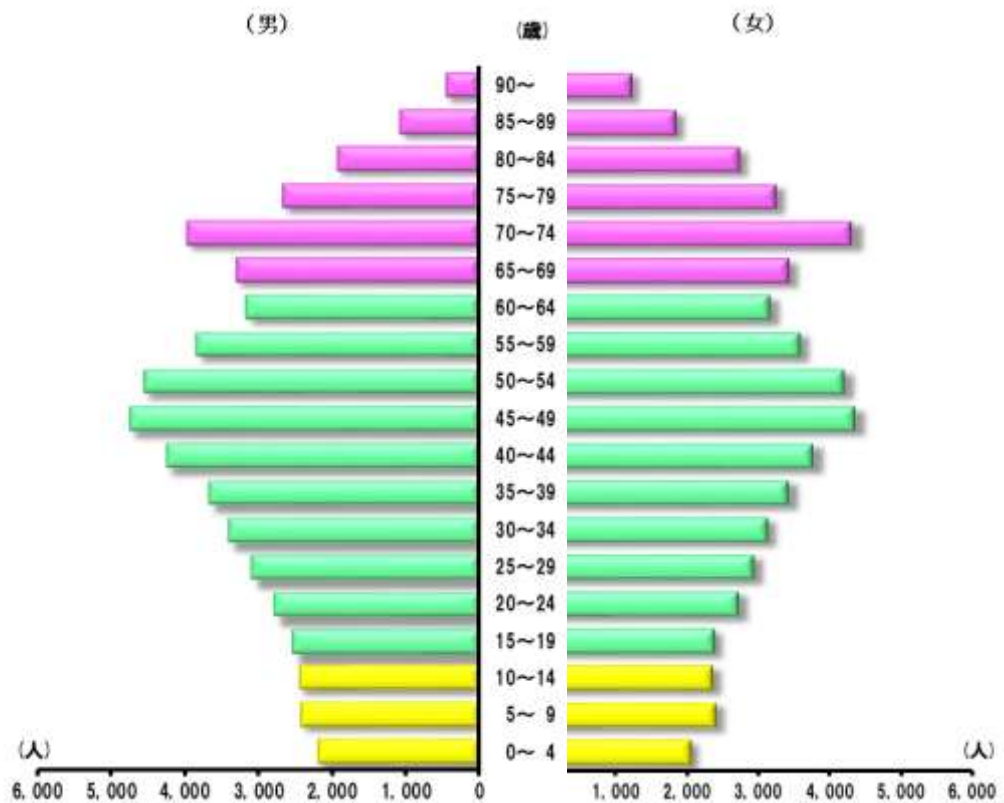
① 人口推移

(各年1月1日現在)

年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)				人口密度 (人/k m ²)	一世帯当 たり人員
		男	女	総数	増減		
H30	53,490	56,424	56,820	113,244	455	6,531	2.12
H31	53,827	56,384	56,831	113,215	△29	6,529	2.10
2	54,324	56,435	56,962	113,397	182	6,540	2.09
3	55,010	56,417	57,135	113,552	155	6,549	2.06
4	55,690	56,574	57,255	113,829	277	6,565	2.04

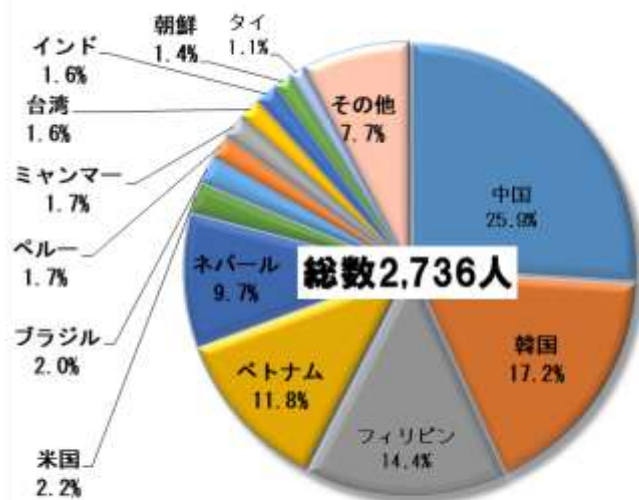
② 年齢別人口

令和4年1月現在



③ 国別外国人登録者数（令和4年4月1日現在）

国名	人口
中国	710
韓国	470
フィリピン	394
ベトナム	323
ネパール	265
米国	61
ブラジル	55
ペルー	47
ミャンマー	46
台湾	44
インド	43
朝鮮	37
タイ	29
その他	212
合計	2,736



(4) 道路の位置等

市内を通る主要幹線道路は、市を南北に走る国道16号線と東西に走る奥多摩街道及び新奥多摩街道がある。国道16号線は、川越方面から八王子を抜け神奈川県に至る主要な

外環道として24時間を通じて多くの交通量がある。この他、青梅線の南側を東の立川市方面から西の福生市方面へ抜ける市道昭島17号（江戸街道）が駅前の商店街を結ぶ道路として活用されている。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、東西に JR 青梅線が、南北には市域西側の拝島駅を通る JR 八高線が走っている。また、西武拝島線が拝島駅を始発駅として新宿まで市域の北部を東西に走っている。市域には、東から「西立川駅」、「東中神駅」、「中神駅」、「昭島駅」、「拝島駅」の5つの駅があり、そのうち拝島駅は JR 青梅線、JR 五日市線、JR 八高線、西武線が接続しており、ターミナル駅として一日の乗降者数は7万人を越えている。

【駅別乗降者数の状況】（一日平均）

（単位：人） 年度

区 分		28 年	29 年	30 年	元年	2 年
J R 東日本	西 立 川 駅	13, 530	13, 606	13, 656	13, 322	9, 464
	東 中 神 駅	14, 210	13, 900	14, 378	14, 372	11, 164
	中 神 駅	22, 402	22, 746	22, 816	22, 894	18, 210
	昭 島 駅	52, 636	52, 622	52, 516	52, 032	39, 142
	拝 島 駅	60, 048	60, 446	60, 860	59, 892	45, 748
西武鉄道	拝 島 駅 （西武拝島線）	35, 635	36, 057	36, 770	36, 317	27, 526

【道路及び鉄道の状況図】



(6) 米軍基地

本市は、市域北部、美堀町三丁目先で米軍横田基地と隣接している。施設の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	用途	管理部隊
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町	飛行場(滑走路、住宅、学校、事務所等)	在日米軍司令部 第5空軍司令部 第374空輸航空団

(7) 消防等

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。消防団、自主防災組織の状況は次のとおりである。

① 昭島市消防団

(令和4年4月現在)

名称	団員数(人)	車両(台)
昭島市消防団 団本部(1団)	10	指揮車 1 広報車 1
昭島市消防団 分団(4団)	73	ポンプ車 4

② 自主防災組織

自治会を母体として 102 団体（令和 4 年 3 月現在）が組織されている。

(8) 大規模集客施設

本市の大規模集客施設は、次のとおりである。

場所：昭島駅北側（田中町）

施設：大規模小売店舗 映画館 ショッピングモール

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

上記類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

事態類型	特 徴
① 着上陸侵攻 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 《想定される主な被害》 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 《被害の範囲・期間》 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
③ 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用し、我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
④ 航空攻撃 ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

市国民保護計画においては、緊急処理事態として都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

上記類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

事態類型	特 徴
① 危険物質を有する施設への攻撃	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。

② 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
③ 大量殺傷物質による攻撃	○ 下記の「3 NBC を使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBC を使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC 攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。
その場合の主な特徴は、次のとおりである。

種 別	特 徴
① 核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
② 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

③化学兵器等	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。
--------	--

4 緊急対処事態に関する読替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第2編 平素からの備え

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおりその準備に係る業務を行う。

【市の各部における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
総 務 部	1 国民保護の総合的推進に関すること 2 市国民保護協議会の運営に関すること 3 職員の非常態勢の整備に関すること 4 避難実施要領の策定に関すること 5 物資及び資材の備蓄等に関すること 6 国民保護措置についての訓練に関すること 7 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること 8 特殊標章等の交付等に関すること 9 職員の研修及び啓発に関すること 10 武力攻撃事態に関する情報の収集に関すること 11 その他各部局に属さない国民保護措置の整備に関すること
企 画 部	1 武力攻撃事態及び武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること 2 復旧及び復興対策の総合調整に関すること 3 報道機関の対応に関すること 4 国民保護関係予算に関すること 5 国民保護対策に必要な現金に関すること
市 民 部	1 安否情報の収集体制の整備に関すること 2 外国人への情報連絡及び啓発に関すること 3 自治会及び地域コミュニティの協力要請に関すること 4 事業所との情報連絡体制の整備に関すること 5 帰宅困難者対策に関すること

保 健 福 祉 部 子 ども 家 庭 部	1 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 3 保育園児の避難誘導体制の整備に関する事 4 ボランティアに関する事
環 境 部	1 ごみ処理体制の整備に関する事 2 環境保全に関する事
都 市 整 備 部	1 道路、河川及び橋りょうの保全に関する事 2 がれき等の処理体制の整備に関する事 3 下水道施設の保全に関する事 4 し尿処理体制の整備に関する事 5 復旧体制の整備に関する事
都 市 計 画 部	1 復旧、復興対策に関する事
水 道 部	1 水道施設の保全に関する事 2 応急給水体制の整備に関する事 3 水道施設の復旧体制の整備に関する事
学 校 教 育 部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 学校施設の保全に関する事 3 児童及び生徒の応急教育の確保に関する事
生 涯 学 習 部	1 避難施設の運営体制の整備に関する事 2 社会教育施設の保全に関する事
議 会 事 務 局	1 市議会との連絡調整に関する事

【参考】警視庁（昭島警察署）における平素の業務（都国民保護計画より抜粋）

- 1 警備体制の整備に関する事
- 2 情報収集・提供等の体制整備に関する事
- 3 警備情報の収集に関する事
- 4 通信体制の整備に関する事
- 5 装備・資機材の整備に関する事
- 6 交通規制に関する事
- 7 生活関連等施設の安全確保の助言に関する事
- 8 関係県警察との連携に関する事

【参考】東京消防庁（昭島消防署）における平素の業務（都国民保護計画より抜粋）

- 1 消防活動体制の整備に関すること
- 2 通信体制の整備に関すること
- 3 情報収集・提供体制の整備に関すること
- 4 装備・資機材の整備に関すること
- 5 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員に限る。）
- 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること
- 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
- 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること
- 9 住民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、昭島消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに市長及び総務部防災課職員（以下、防災課職員という。）に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

① 事態の状況に応じた初動体制の確立

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次のとおり体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

第3編、第2章による市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されていない状況においては、昭島市地域防災計画に基づく災害対策の体制^(*)で初動体制を確立する。

^(*) 全庁的な対応を要する危機に対しては、市長を委員長、副市長、教育長を副委員長、危機管理担当部長を危機管理者、各部長を委員とする「危機管理対策委員会」を設置し対処する。危機管理対策委員会を設置した場合は、人員の集中的な投入を想定して、危機管理対策委員会の設置を職員に周知し「庁内緊急体制」に入る。

【事態に応じた初動体制】

事態の状況	体制の判断基準		体制
国による 事態認定無	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		情報連絡体制※
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		庁内緊急体制※
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		災害対策本部体制※
国による 事態認定有	市対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報連絡体制※
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内緊急体制※
	市対策本部設置の通知を受けた場合		市対策本部体制

※情報連絡体制、庁内緊急体制、災害対策本部体制は、昭島市地域防災計画、第5部、第2章、第1節「危機に対する組織体制」に基づくものとする。

② 職員参集基準

事態の状況に応じた初動体制を確保するため、上記体制の職員参集基準を次のとおりとする。

体制	参集基準
情報連絡体制	・防災課職員
庁内緊急体制	・危機管理対策委員会の構成員 ・全課長 ・防災課職員
市災害対策本部体制 市対策本部体制	・全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災課職員が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部を設置する場合における市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
市対策本部長 (市長)	副市長	教育長	危機管理担当部長
市対策副本部長 (副市長) (教育長)	危機管理担当部長	部長で昭島市組織 条例第1条に定め る組織の順位	
市対策本部員 (各部長)	本部員の属する部 の課長で昭島市組 織規則別表第1に 定める組織の順位		

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

第1順位	保健福祉センター	昭島市昭和町4-7-1
第2順位	市民会館・公民館	昭島市つつじが丘3-7-7
第3順位	総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1

(7) 職員の所掌事務

市は、(3)、②の表中に掲げる体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

○ 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 昭島消防署の初動体制の把握

市は、昭島消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における昭島消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民保護法に定める国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目	内 容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。（法第81条第2項）	企 画 部 法務担当
	特定物資の保管命令に関する事。（法第81条第3項）	
	土地等の使用に関する事。（法第82条）	
	応急公用負担に関する事。（法第113条第1項・5項）	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの （法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	
不服申立てに関する事。（法第6条、175条）		
訴訟に関する事。（法第6条、175条）		

※ 表中の「法」は「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

市は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が市内に集中した場合を想定し、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、市国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員を通じて平素から連携強化を図り、確認すべき事項について、情報・意見交換を行う。

(5) 米軍との連携

市は、平素及び事態発生時の横田基地との連絡調整や連携のあり方について、国と米軍の協議結果を踏まえ、今後、次に掲げる4項目を中心として、国民保護措置の実施に関して、都と共に横田基地と必要な調整を図っていく。

- ・ 平素、事態発生を通じた、都と基地との連絡調整窓口の設置
- ・ 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導
- ・ 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む）
- ・ その他避難、救援に関する意見交換

また、都国民保護計画においては、当該調整結果に基づき必要な整理が行われることとなっていることから、市は、その整理を踏まえて、市国民保護計画において必要な事項を定める。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、避難の経路や運送手段、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都との協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、武力攻撃事態において市が管理する道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、昭島警察署と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、昭島消防署と緊密な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けるこ

とや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

また、横田基地周辺の市町とは平素及び事態発生時を通じた横田基地との連絡調整等に関して緊密な連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

市は、昭島消防署が実施する事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織等に対する支援**(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を実施して自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互及び消防団、市等と連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための機器及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、昭島消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、昭島市社会福祉協議会、その他ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えての非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用して情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- ① 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、

障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

- ② 市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。
- ③ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線による伝達以外の方法として、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、効果的な方法も検討するものとする。

(2) 防災行政無線の整備及び管理・運用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系及びその他の防災行政無線の整備充実を図る。

また、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）^{（*）}、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワーク等の管理・運用を行う。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、昭島警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して警報の伝達方法について定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等
（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模な事業所
- ・大規模な繁華街等

^{（*）} 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

- ・大規模（超高層）集合住宅 等

市は、都及び昭島消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

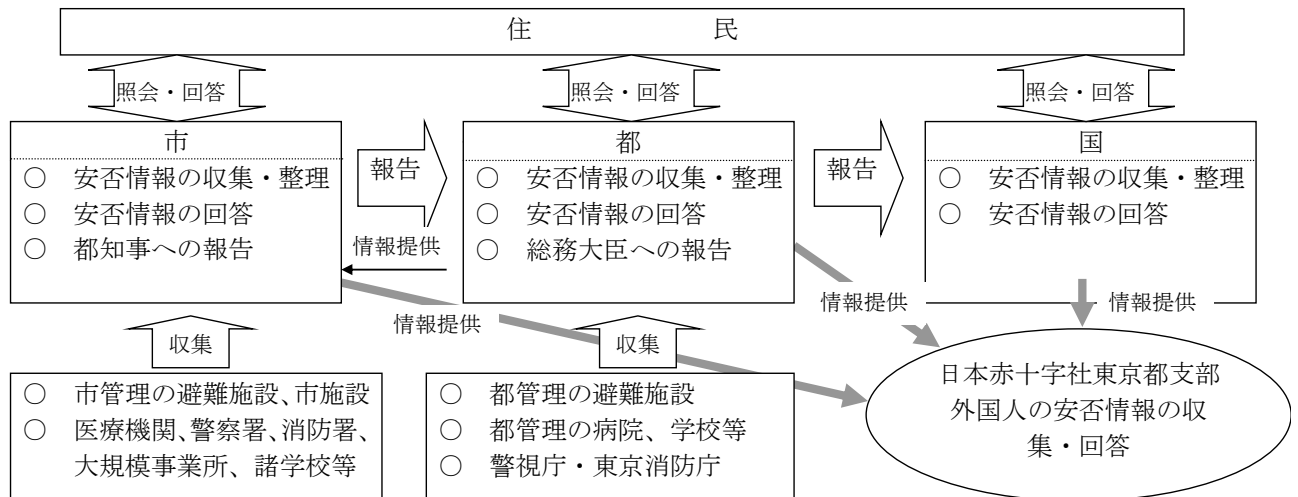
市は、安否情報（以下の安否情報として収集・報告すべき情報）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【安否情報として収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 負傷や疾病の有無 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ 現在の居所 ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等 <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 死体の安置場所 ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等 |
|--|

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報の収集は、基本的に住民に関する情報を有する市が行うこととし、都は、都の施設等からの情報収集など補完的に対応する。

市 ……………市管理の避難施設
市の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、
諸学校等
都 ……………都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して住民等に周知する。

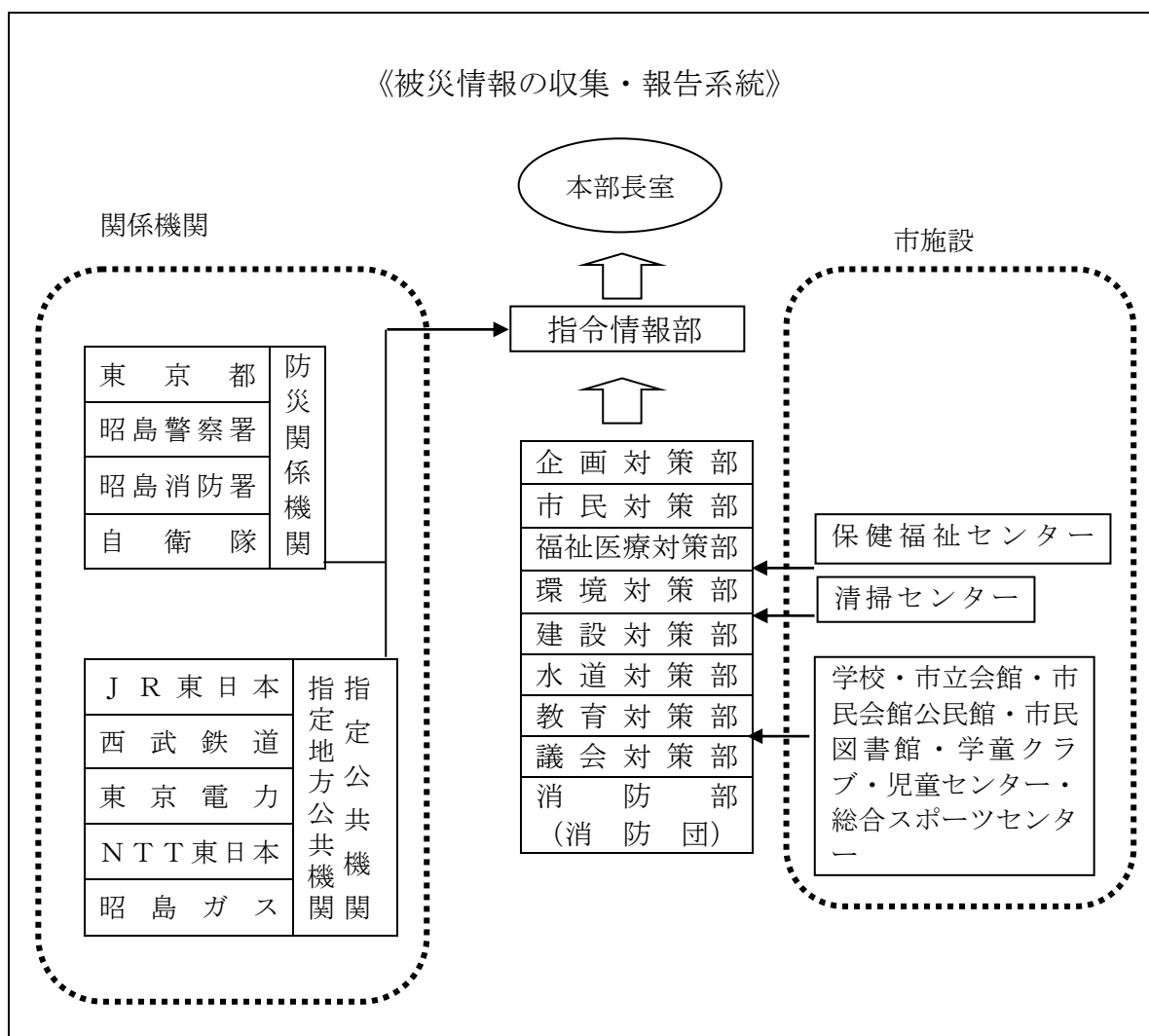
4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下の被災情報として収集・報告すべき情報）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【被災情報として収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 市の死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、市の死者の死亡年月日、性別、年齢、概況



(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備^(*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を国民保護措置に係る職務等を行う者等に交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

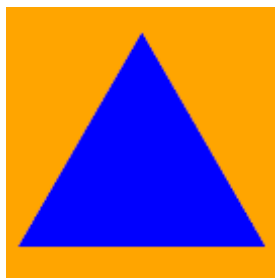
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面	裏面
  身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の条約において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明番号/No. of card: _____ 許可機関の署名/Signature of issuing authority: _____ 有効期限の満了日/Date of expiry: _____	身長/Height: _____ 目の色/Eyes: _____ 髪の色/Hair: _____ その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____ 住所/Address: _____ 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER 印刷/Stamp: _____ 所持者の署名/Signature of holder: _____

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ

作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、自衛隊等、関係機関との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会等、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び昭島消防署と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、昭島警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を都と連携して準備する。

【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市内の道路網のリスト
（避難経路として想定される国道、都道、市道等の道路リスト）
- 輸送力のリスト
（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入れ等について都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領パターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市の行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 学校避難所運営委員会の設置

市は、施設管理者、自治会及び自主防災組織等を交えた「学校避難所運営委員会」を設置するほか、避難所内避難者やボランティア等の協力体制や避難所運営マニュアルの整備等、管理運営体制の充実を図る。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

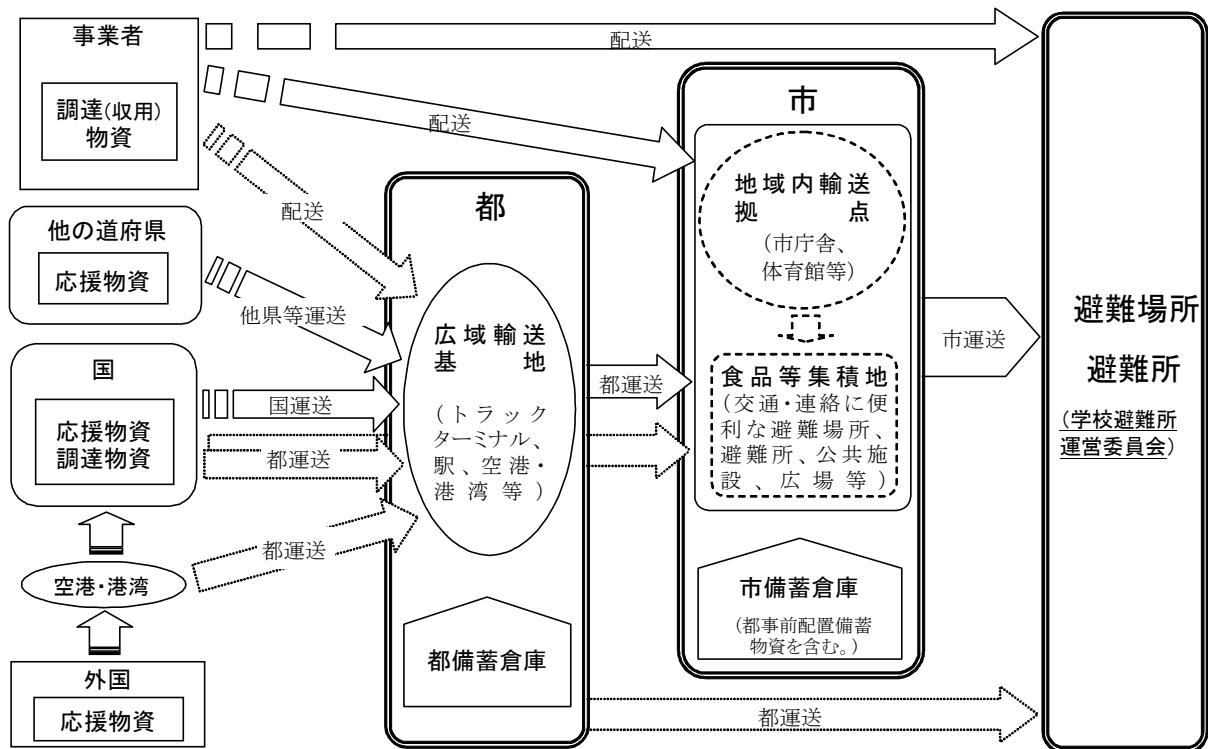
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区 分	用 途	施 設（例示）
避 難 所	避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、以下のとおりその管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管機関名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

市は、国民保護措置の実施のために必要となる物資及び資材については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、備蓄や調達に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し及び点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対す

る既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ国民保護業務計画に基づき、必要な措置や準備が講ぜられるように情報提供を行う。

機 関	必要な措置・準備
電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置
郵便事業者	郵便を確保するために必要な措置
一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路の管理者	河川管理施設、道路を適切に管理するために必要な措置

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図りバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受入れなどの協力について、市内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育成するため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

市は、都が作成するパンフレットや動画を活用し、都と協力し、住民や事業者、

学校の施設管理者が、武力攻撃事態等において、全国瞬時警報システム（J－ALER T）による情報伝達や避難の指示等に基づく適切な避難行動や避難誘導等が行えるよう周知を図る。

また、市は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、研修などを通じて啓発に努める。

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

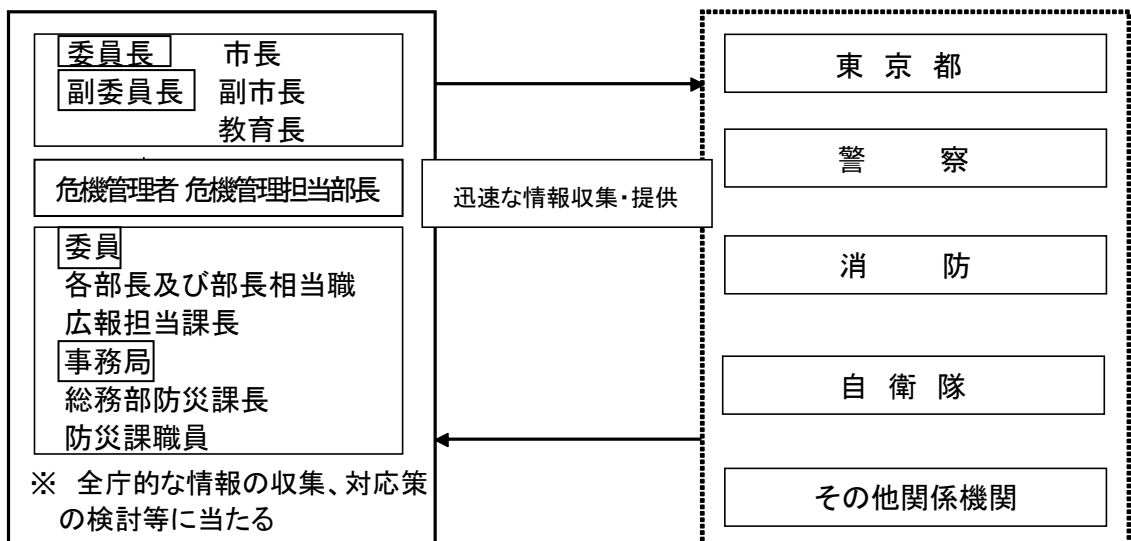
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理対策委員会等の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策委員会等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、昭島市地域防災計画に基づき、事態の状況及び推移によって「危機管理対策委員会」を設置し、初動対応に的確かつ迅速に対処する。

【危機管理対策委員会の構成】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

- ② 危機管理対策委員会は、昭島警察署、昭島消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策委員会を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理対策委員会は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 市は、市対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、「市災害対策本部」を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

- ① 市は、危機管理対策委員会において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

- ② 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう緊密な連携を図る。

- ③ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

危機管理対策委員会を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策委員会は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市に対して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「庁内緊急体制」を立ち上げ又は危機管理対策委員会を設置して即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、職員の連絡、参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、市域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に災害対策本部及び危機管理対策委員会を設置していた場合は、速やかに市対策本部に切り替える。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

防災課職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

防災課職員は、市本庁舎市民ホールに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎市民ホールに設置できない場合は、下記の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。なお、事態

の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位	保健福祉センター	昭島市昭和町4-7-1
第2順位	市民会館・公民館	昭島市つつじが丘3-7-7
第3順位	総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1

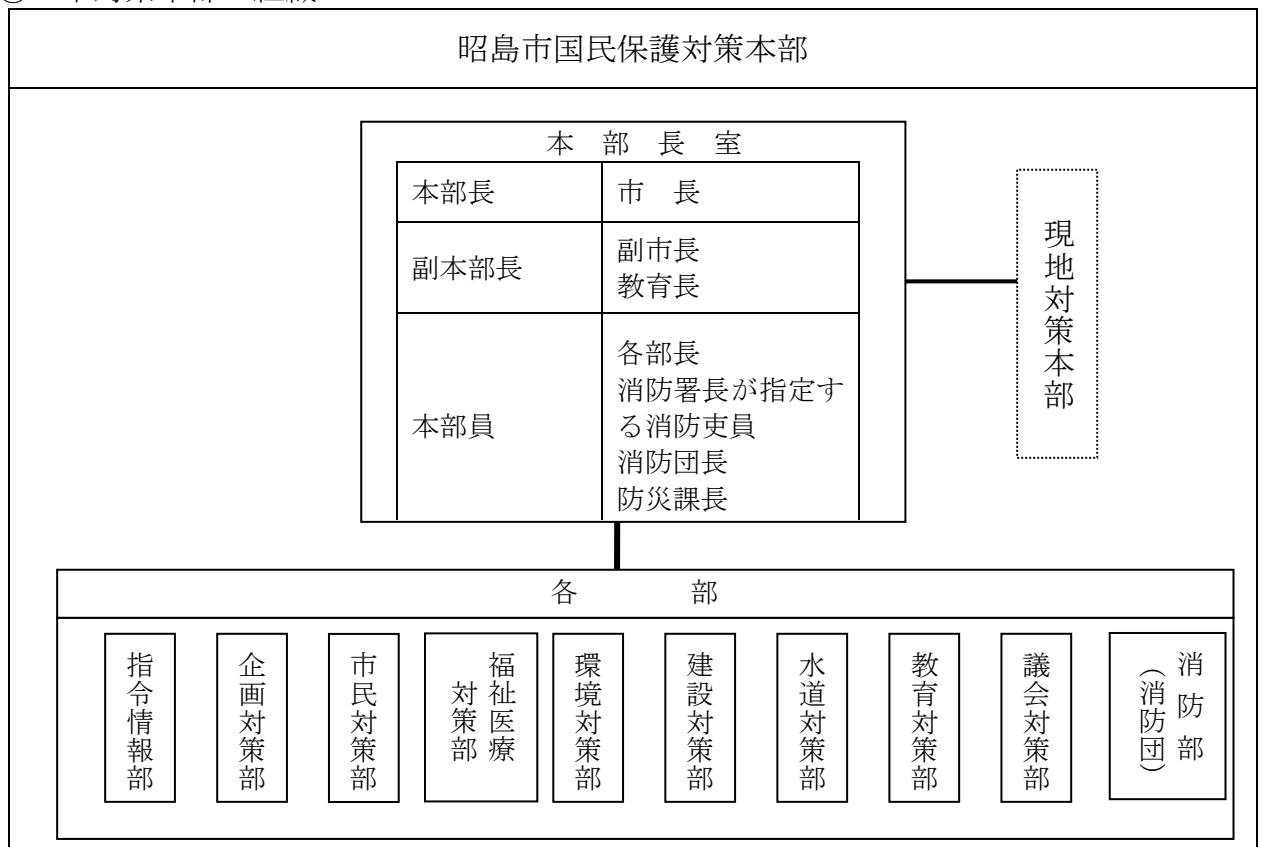
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

① 市対策本部の組織



② 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について市対策本部の基本方針を審議決定する。

- ア 市の総合的な国民保護措置の実施に関すること
- イ 武力攻撃災害等に関する情報収集及び伝達に関すること
- ウ 収集した情報に基づく市対策本部長の重要な意思決定に関すること
- エ 住民の避難誘導及び救援の意思決定に関すること
- オ 市対策本部の各部に対する具体的な指示に関すること
- カ 他の自治体に対する広域応援に関すること
- キ 関係機関との連絡調整及び連携に関すること
- ク その他、国民保護措置に係る重要事項に関すること

③ 部の所掌事務

市対策本部の各部は、市対策本部長の意思決定を踏まえて、国民の保護のための措置を実施する。各部の所掌事務は次のとおりとする。

部 名	所 掌 事 務
指 令 情 報 部 (総 務 部)	1 市対策本部及び市国民保護協議会に関すること 2 都対策本部との連絡調整に関すること 3 職員の参集、動員に関すること 4 本部の通信及び情報の総括に関すること 5 庁舎等の保全に関すること 6 情報システムの復旧に関すること
企 画 対 策 部 (企 画 部)	1 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 2 報道機関の対応に関すること 3 復興計画に係る総合調整に関すること 4 個人の権利利益の迅速な救済に関すること 5 外国人への情報伝達に関すること 6 国民保護措置に係る現金に関すること
市 民 対 策 部 (市 民 部)	1 被害状況の把握に関すること 2 安否情報に関すること 3 物資の輸送に関すること 4 り災証明の発行に関すること 5 死体の捜索及び処理に関すること 6 動物の保護に関すること 7 地域コミュニティとの連携に関すること 8 事業所との連携に関すること 9 帰宅困難者に関すること

福祉医療対策部 (保健福祉部) (子ども家庭部)	1 要配慮者対策に関すること 2 被災者の救援に関すること 3 医療救護所の開設に関すること 4 医療施設との連絡調整に関すること 5 ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること 6 救援物資の受入れ及び配分に関すること 7 応急保育に関すること
環境対策部 (環境部)	1 環境保全に関すること 2 ごみ処理に関すること 3 がれきの処分に関すること 4 清掃施設の保全に関すること
建設対策部 (都市整備部) (都市計画部)	1 道路等の障害物の除去に関すること 2 被災家屋の被害状況調査に関すること 3 応急危険度判定に関すること 4 下水道施設の保全に関すること 5 し尿処理に関すること 6 応急仮設住宅等の建設に関すること 7 がれきの処理に関すること
水道対策部 (水道部)	1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水に関すること 3 応急復旧に関すること
教育対策部 (学校教育部) (生涯学習部)	1 避難所の設営に関すること 2 避難所の管理運営に関すること 3 避難所間の連絡調整に関すること 4 避難者の把握及び救援物資等の配分に関すること 5 応急教育に関すること 6 児童・生徒の応急給食に関すること 7 施設の保全に関すること
議会対策部 (議会事務局)	1 市議会議員との連絡に関すること
消防部 (消防団)	1 避難住民の誘導に関すること 2 消火活動に関すること

④ 避難住民の誘導

避難住民の誘導は、市の行う国民保護の根幹であり事態の状況により多くの職員を必要とすることが想定される。従って、避難住民の誘導は、事態の状況に応じた市対策本部の決定に基づき、原則として全職員が当たるものとする。

⑤ 武力攻撃事態等における警視庁（昭島警察署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分 掌 事 務
警 視 庁 昭 島 警 察 署	1 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 2 行方不明者の捜索及び遺体の見分に関すること。 3 警報伝達の協力に関すること。 4 災害時における交通規制に関すること。 5 避難住民の誘導に関すること。 6 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 7 関係県警察との連携に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、治安に関すること。

⑥ 武力攻撃事態等における東京消防庁（昭島消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分 掌 事 務
東 京 消 防 庁 第八消防方面本部 昭 島 消 防 署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を次のとおり整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、企画対策部を中心とした一元的な広報体制を整備する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、防災行政無線、SNS、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

記者クラブ等、関係する報道機関へ迅速な情報提供を行う。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、昭島市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

【現地連絡調整所】

《参加機関の例》

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、総合行政ネットワーク（LGWAN）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用、又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し使用させる。

- ① 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部、及び都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部へ本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて国、都と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置

の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、航空自衛隊にあっては作戦室システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- (3) 市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の区市町村長等への応援の要求
 - ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 都への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

^(*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 派遣要請の手続き

市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、求めに応じることができない正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告する。また、市はその内容を公示するとともに、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、求めに応じることができない正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等**(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その活動の可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	① 不服申立て、訴訟に 関すること等及び住民等 からの問い合わせに広く 対応するため、総合窓口 を国民保護対策部に設置 する。 ② 損失補償、損害補償に 関しては、原則として国 民保護措置の実施に伴う 命令・要請等を担当する 部等が対応する。 ③ 国民保護対策部と各部 等は、密接な連携を図り、 適切な対応を行う。
	特定物資の保管命令に関す ること。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第 1項、115条第1項、123条第1 項)	
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、昭島市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に
行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に
保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場
合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には昭島
市文書管理規程にかかわらず保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

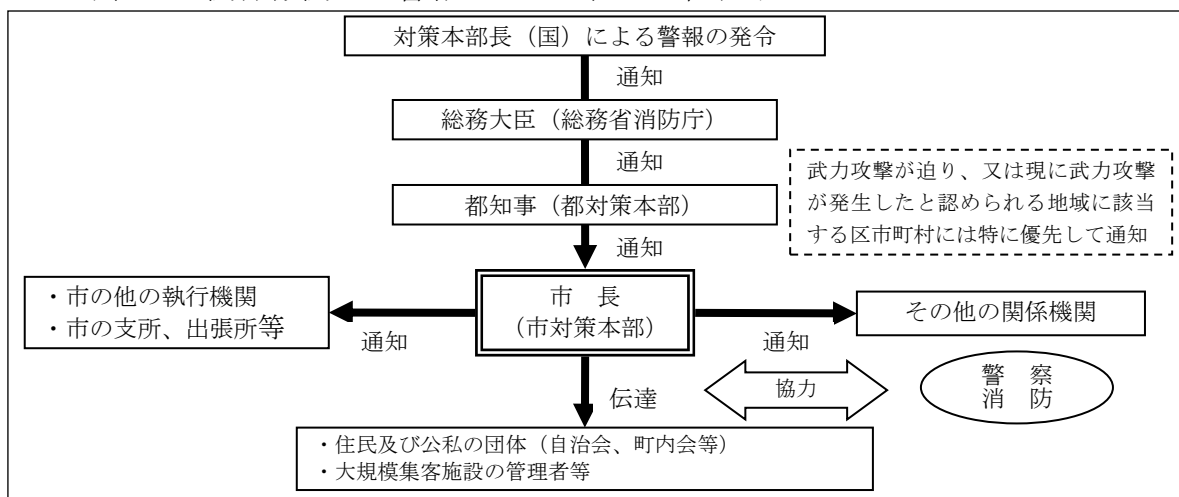
(1) 警報の内容の伝達等

- ① 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力して、市内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.akishima.tokyo.jp/>) に警報の内容を掲載する。

《市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み》



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達手段

警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している手段等により、原則として以下の要領により行う。また、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 警報の伝達方法

市長は、警報の内容の伝達に当たり、昭島消防署の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、消防総監又は昭島消防署長の所轄の下に行動するものとする。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、昭島警察署と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には要配慮者について、防災、福祉担当部署との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

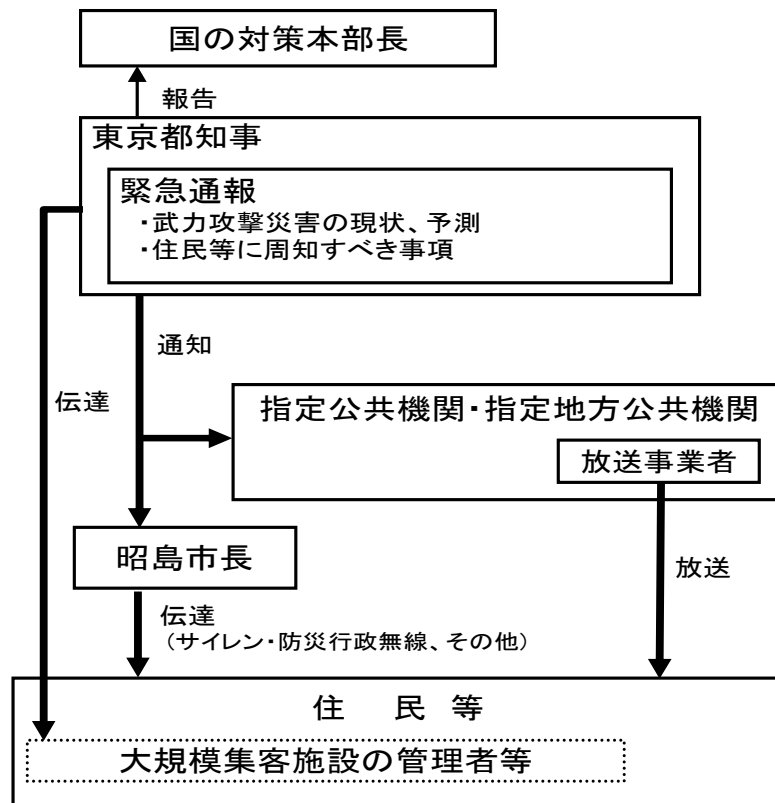
(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》



第2 避難住民の誘導等

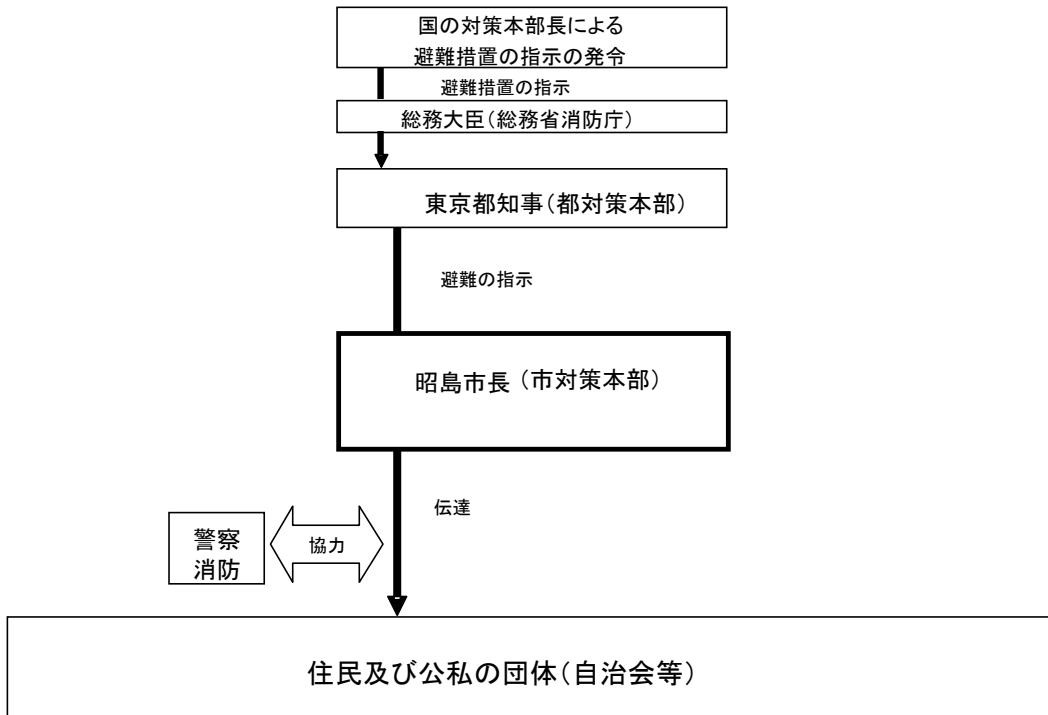
市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

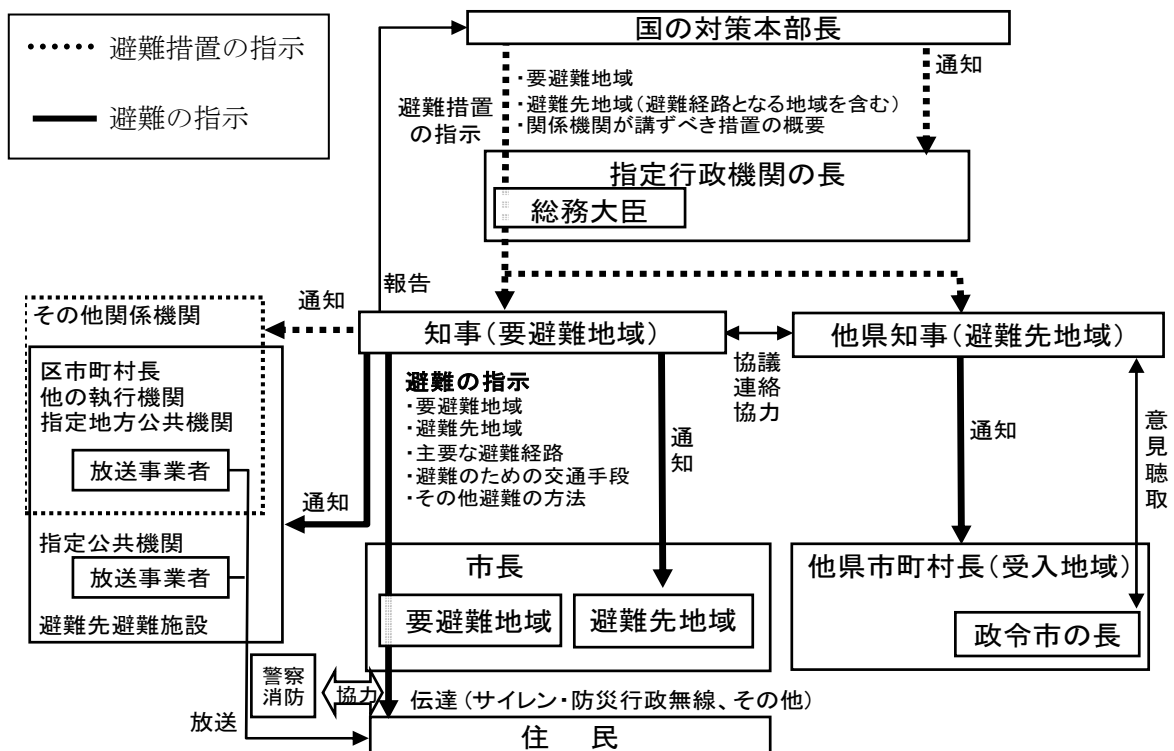
- ① 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

- ② 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して次のとおり迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



- ③ 関係機関等を含めた全体的な避難指示の流れは、次のとおりである。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、昭島警察署、昭島消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【市が避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則として次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の策定に係る調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

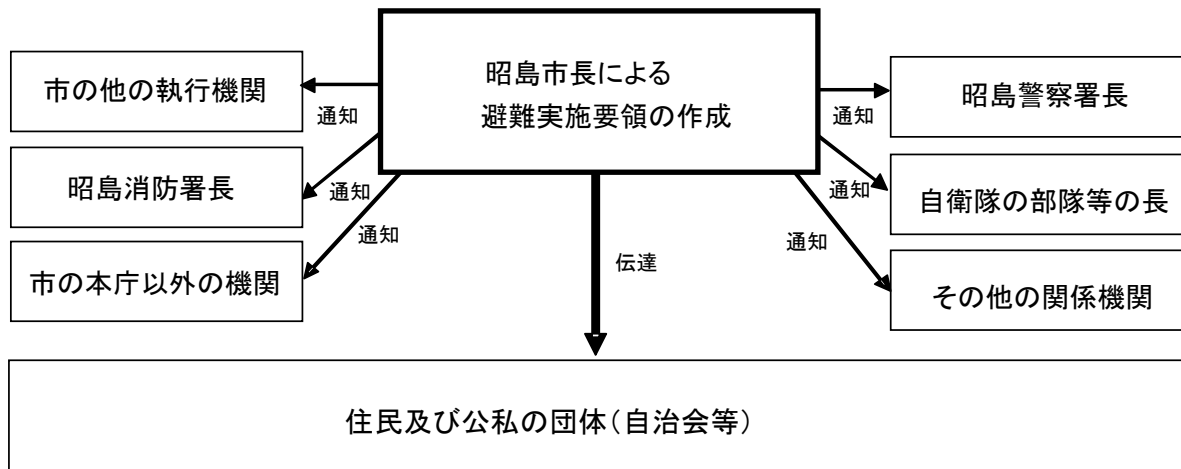
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民及び関係のある団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、昭島消防署長、昭島警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

《避難実施要領の伝達》



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、昭島消防署長及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（昭島消防署長）の協力を得て実施する。

なお、消防団は、消防総監又は昭島消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、昭島警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に

対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、要配慮者の避難に関して、必要に応じ、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる市職員は、消防職員及び消防団員等と協力して、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所等の運営

市は、原則として市内に所在する避難場所等を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、昭島警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、昭島警察署と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。
その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、都知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など、市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

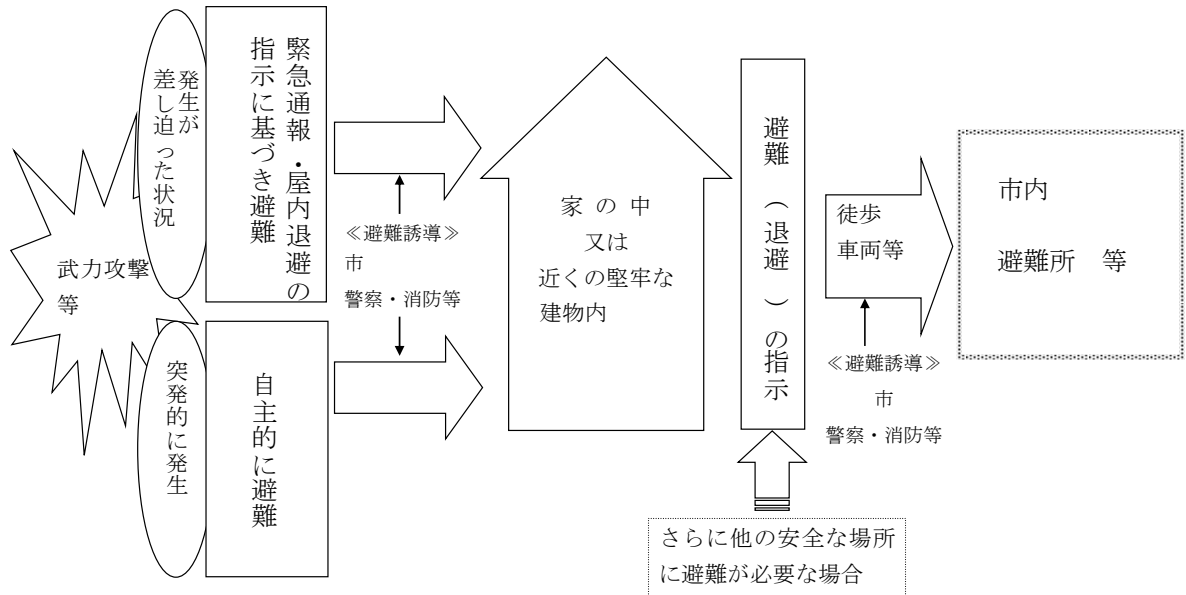
4 想定される避難の形態と市による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

要避難地域となった市は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。
ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。
- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠となる。
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなどして柔軟に対応する。
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、昭島警察署、昭島消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避

難の方法を策定することが必要となる。

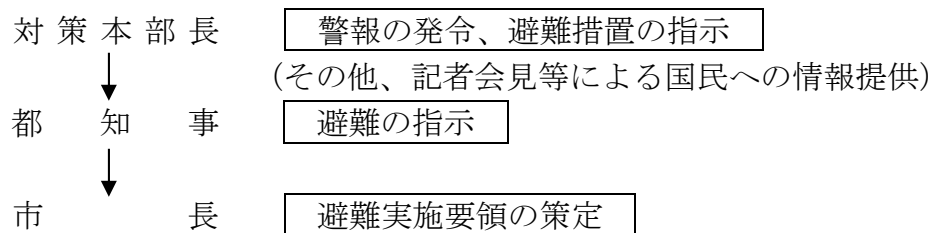
また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・弾道ミサイル攻撃は、発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地下施設等への避難の指示がなされる。
- ・市は、ミサイルが着弾し、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイル攻撃が予想される場合に「弾道ミサイルの発射が差し迫っている。」との警報を発令、避難措置を指示する。



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

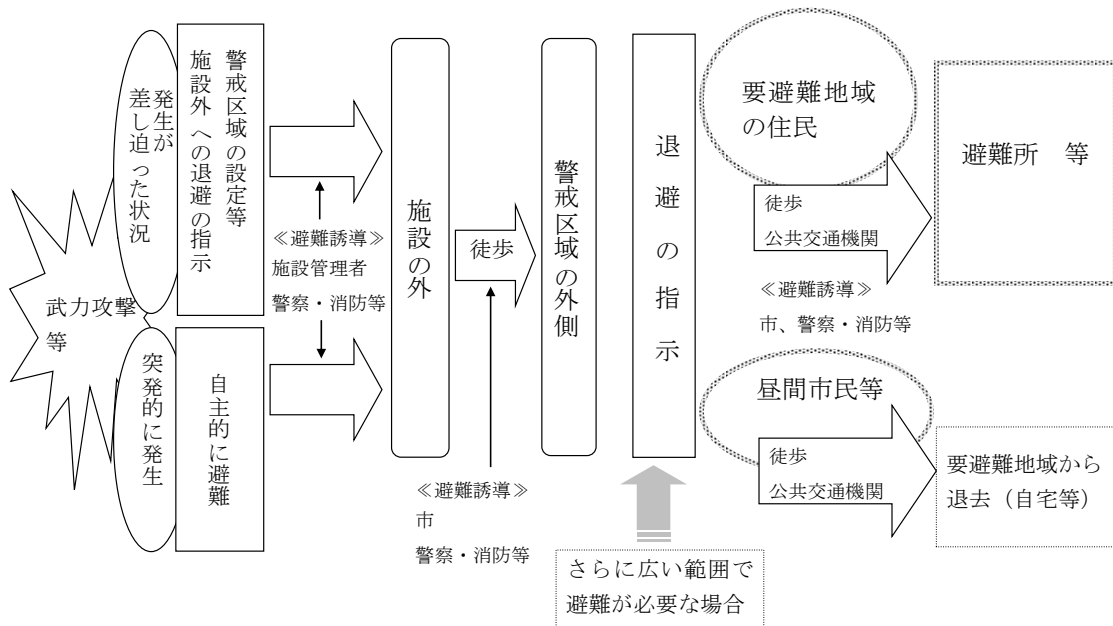
弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述する。

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



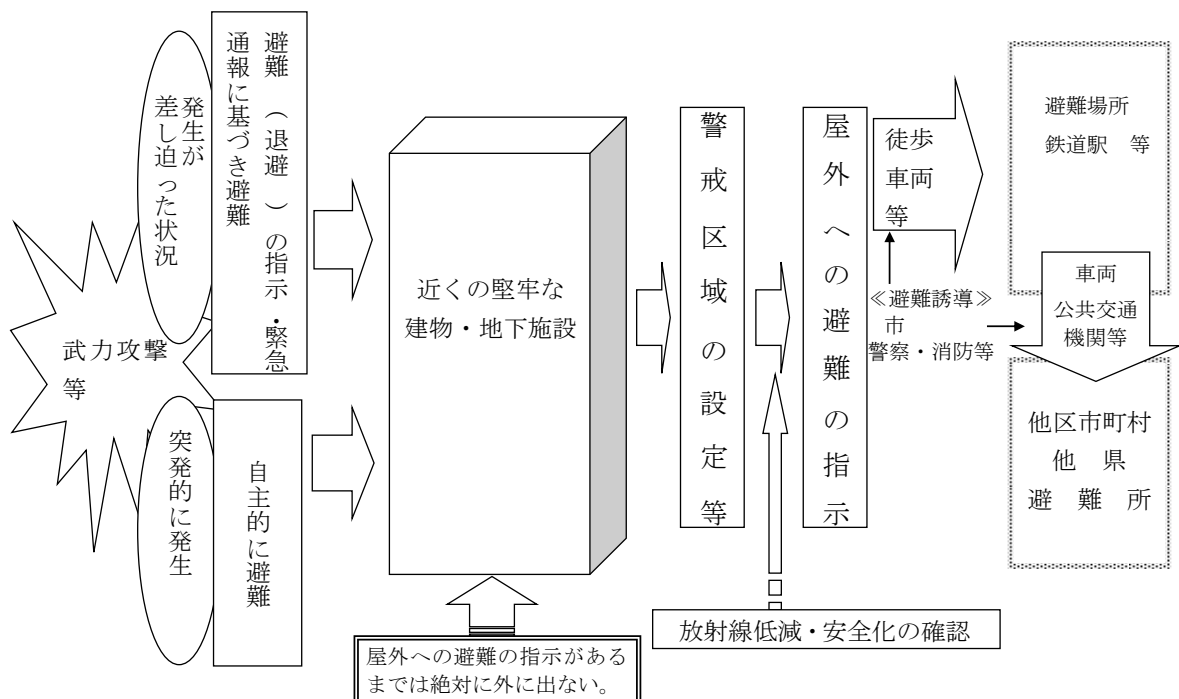
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む。））

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述する。

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

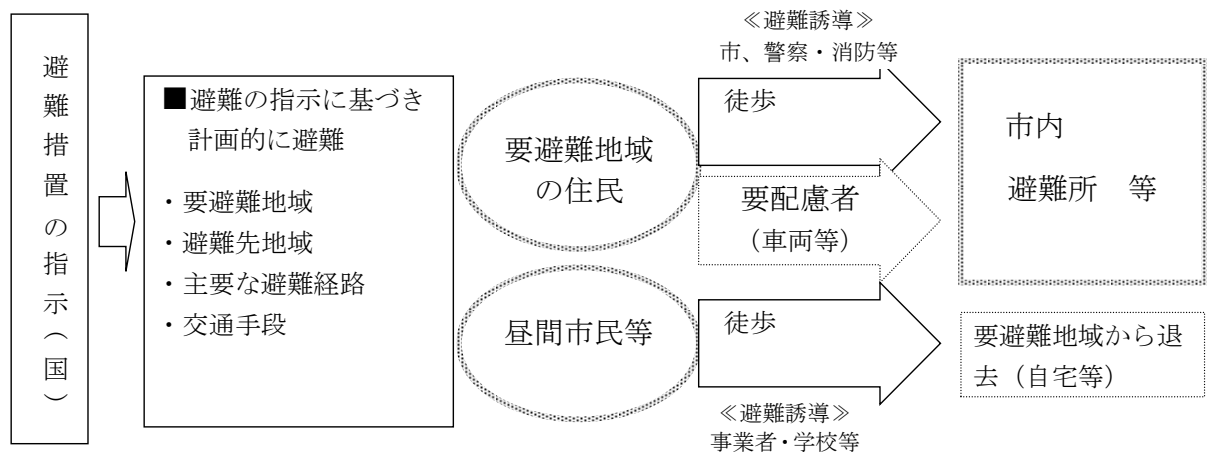
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕があり、かつ、局地的な事態の場合

要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を同一市内の避難所等まで誘導する。



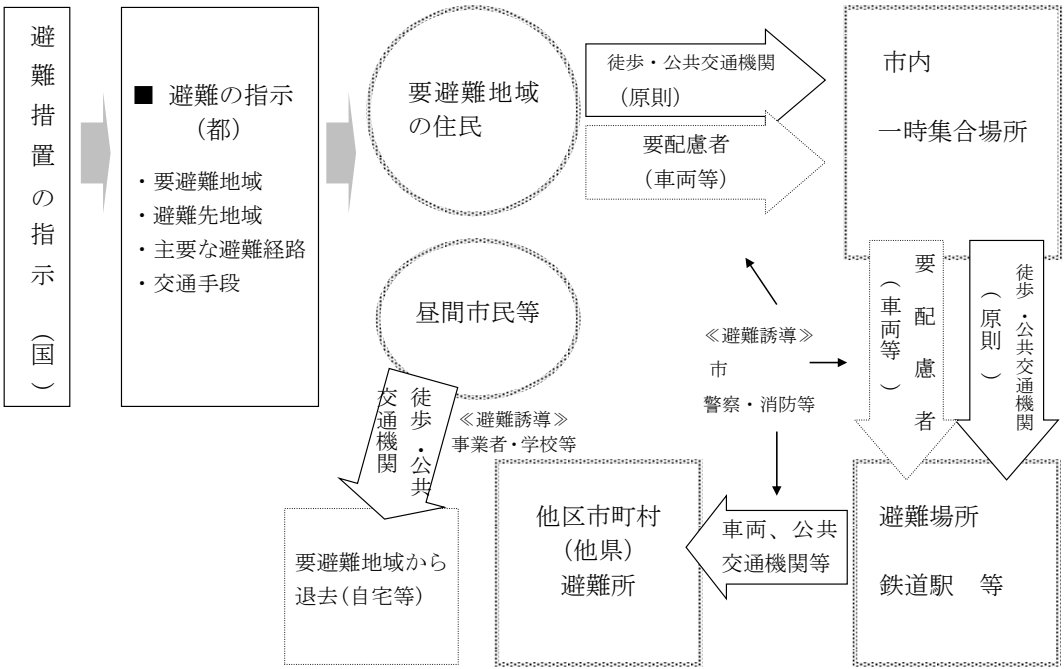
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕があらかじめ広範囲な事態の場合

避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めない。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市域が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）

イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

ウ 学校避難所運営委員会

市は、自治会や自主防災組織等を主体とした「学校避難所運営委員会」を設置し、避難所内避難者やボランティア等の協力を得て、各学校避難所運営マニュアルに基づき、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努め、次のような避難所運營業務を行う。

- ・市対策本部との調整
- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・物資・資材等の確保・要請等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

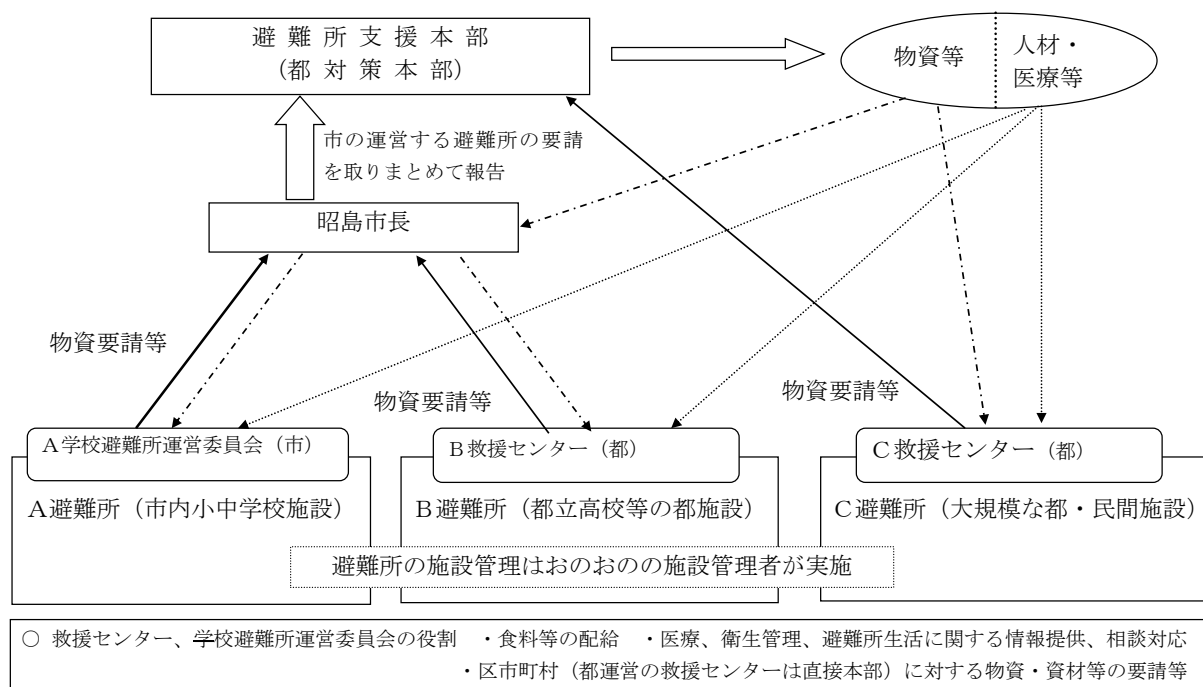
市（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・学用品の供給
- ・応急医療の提供
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センター・学校避難所運営委員会の役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品(都の事前配置分を含む。)又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は、応急給水を実施し、必要に応じて都に応援を要請する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、都及び医師会等関係機関と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護所の設置、医療救護

班等の派遣を行い、傷病者に対し医療等を提供する。

市は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は、都及び医師会等関係機関と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、給与すべき必要量を把握し都に報告する。

市は、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を給与する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

市は、武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合、警視庁、東京消防

庁が中心となつて行う行方不明者の捜索に協力する。

市は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設及び遺体の搬送、収容、処理等を行う。

市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

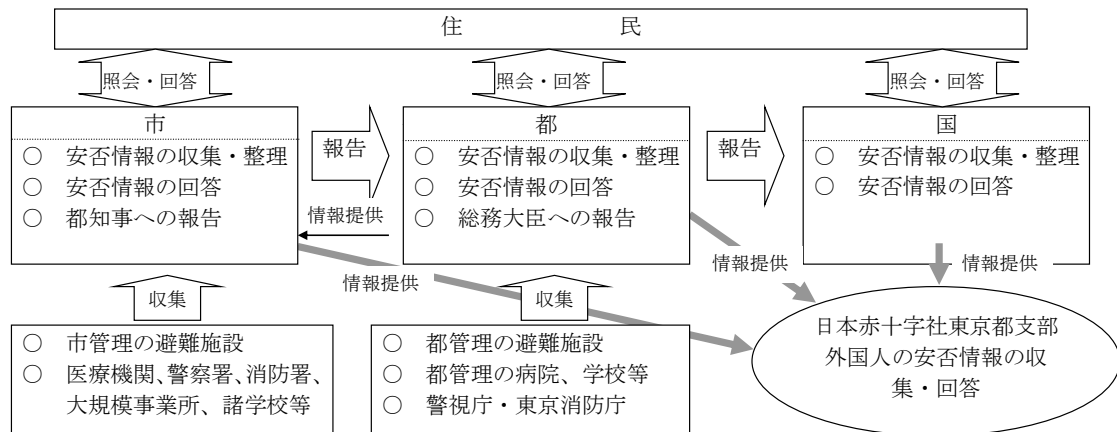
市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

《安否情報の収集、整理及び提供の流れ》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷、あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下、「安否情報システム」という。）を用いて収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・市 …………… 市管理の避難施設、市の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであること

に留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、安否情報システムで行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認

めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するかどうか及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているかどうかの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実応ととも
に、特殊な武力攻撃災害への実応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関
との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的
な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のため
に必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃に
より多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を
講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合な
ど、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、
都知事に対し必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や
防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

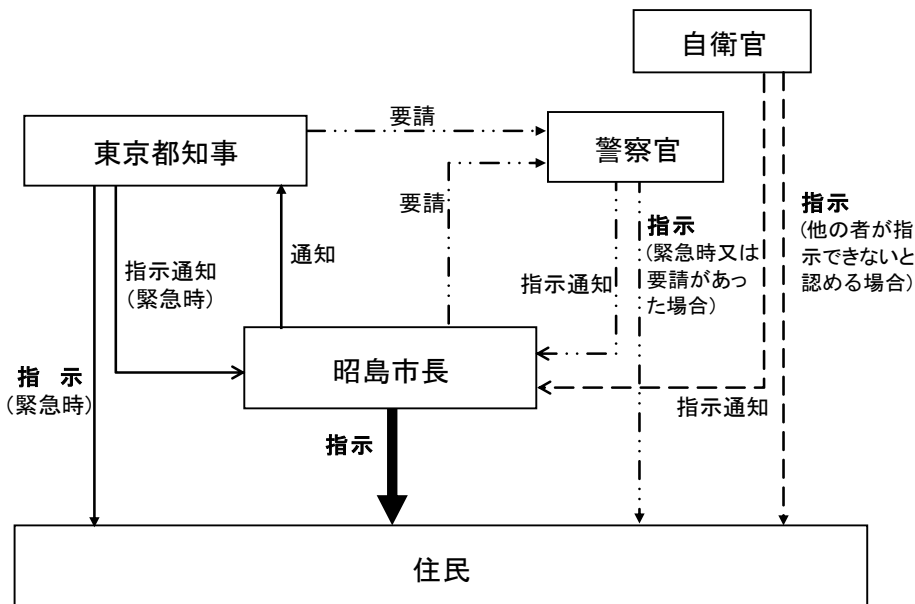
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者又は昭島消防署員、昭島警察署員等から
通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する
必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

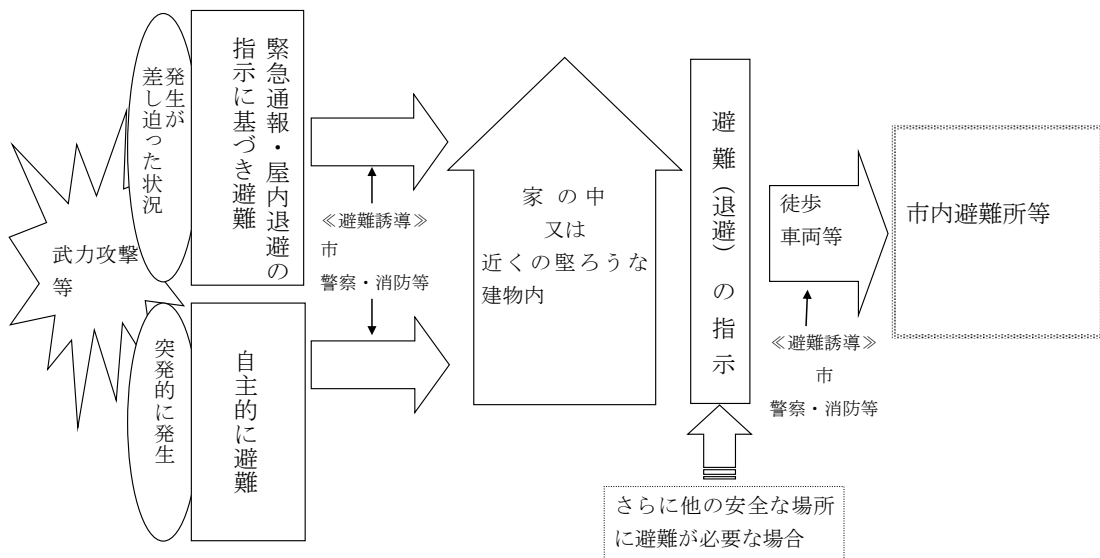
^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待つ時間的余裕がない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

① 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

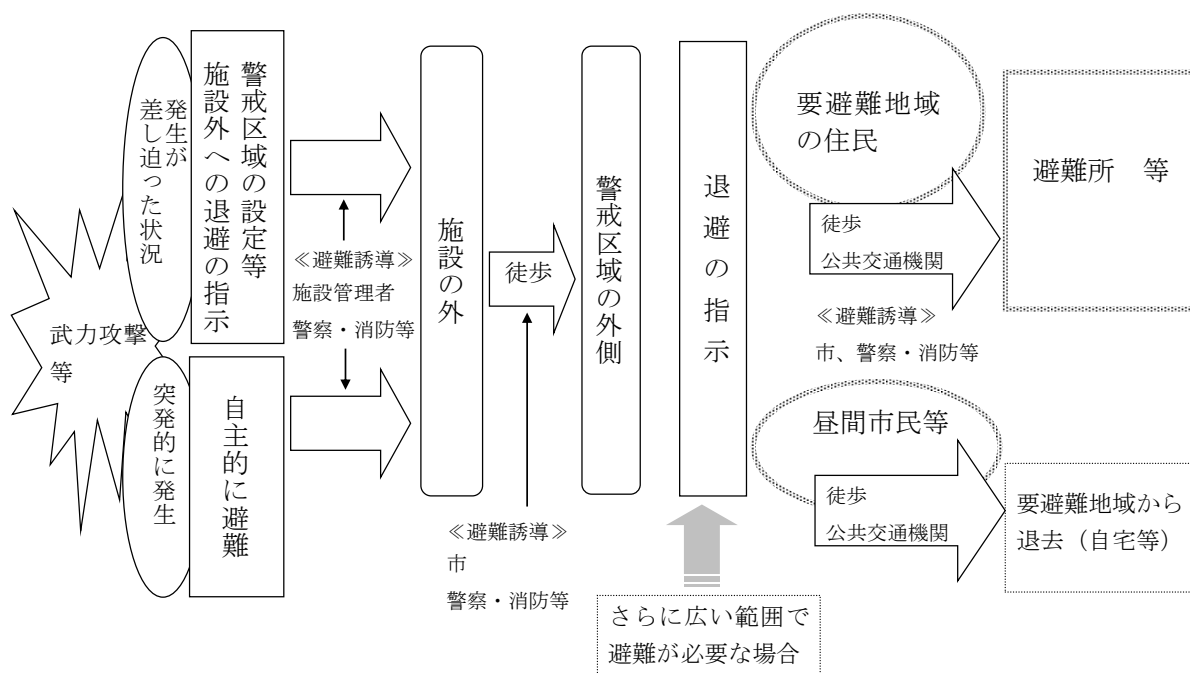
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、都知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等**(1) 市長の事前措置**

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等**(1) 市が行う措置**

市長は、東京消防庁（昭島消防署）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁（昭島消防署）の活動

東京消防庁（昭島消防署）は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり全庁（署）を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。

- ・ 東京消防庁（昭島消防署）は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は昭島消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^(*)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ① 市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は昭島消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

^(*) 負傷や病気の状態から緊急度や重要度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ昭島警察署、昭島消防署等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る次に掲げる措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を

行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

市の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項各号	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

第3編 武力攻撃事態等への対処

5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条第1項に基づく通知事項

1号	当該措置を講ずる旨
2号	当該措置を講ずる理由
3号	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4号	当該措置を講ずる時期
5号	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては昭島警察署、昭島消防署等との連絡を密にする。
- ③ 市は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④ 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
昭 島 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 昭島市〇〇町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。また、換気や寝具の管理などの避難所の環境衛生のための措置を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、都に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 道路の適切な管理

市は、道路管理者として、当該道路を適切に管理する。

第 4 編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線などの通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生し、市の管理する施設及び設備が被災した場合は、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態） への対応

第5編 大規模テロ等（緊急対応事態）への対応

大規模テロ等（緊急対応事態）への対応については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対応等）などの武力攻撃事態への対応に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」、「平時における警戒」、「大規模テロ等の発生時の対応」等に関して特に必要な事項を定める。

■ 緊急対応事態

緊急対応事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対応することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

（都国民保護計画による）

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 市緊急対応事態対策本部（以下、本編において「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対応

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定

が行われるまでは、市は、緊急に住民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対応保護措置に準じた措置を行う。^(*)

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時、市、市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対応する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、昭島警察署、昭島消防署等の参加を得て連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

(2) 医療機関等との連携

市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

(3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

^(*) 国民保護法に基づく緊急対応保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

2 対応マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対応マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対応マニュアルを整備する。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備、資材等については、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関の整備の状況等も踏まえ、備蓄や調達に努める。

【安全確保のために必要となる装備、資材等の例】

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民への啓発

- ① 市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- ② 市は、市外からの通勤者等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について周知に努める。

第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- ① 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- ② 市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- ① 市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。
- ② 市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や市対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなど緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 市対策本部の設置指定が行われている場合

① 市は、政府による緊急処理事態の認定及び市対策本部の設置指示が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

② 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

2 市対策本部の設置指定が行われていない場合

① 市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

② 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて大規模集客施設や医療機関等を含む。）に通報する。

③ 市は、市として迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

市を管轄する警察・消防・自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等及び現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

市長は、災害の規模、程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下施設、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

④ 職員の派遣

市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

なお、派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解、協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

⑤ 警戒区域の設定・周知

市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路や建物等を用いて警戒区域を設定する。

また、警戒区域を設定した場合は、市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて大規模集客施設や医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑥ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市対策本部への移行

政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《緊急対処事態における警報》

市長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対応

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対応する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対応事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対応上の留意事項

市は、事態の悪化、又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対応マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対応事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

① ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

② ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

③ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評等による被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実に努める。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

① 初動対応

市は、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するように指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対応

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させ

るとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

また、市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難退域時検査、簡易除染、及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接市との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

① 初動対応

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対応

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

④ 医療機関等との連携

市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の

措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

① 初動対応

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対応

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対応上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

昭島市国民保護計画策定経過

策定 平成 19 年 3 月

変更 令和 3 年 3 月

変更 令和 4 年 12 月

昭島市国民保護計画

令和 4 年 12 月

発 行 昭島市

編 集 昭島市総務部防災課

〒196-8511

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号

電話 042-544-5111（代表）

